

糸島市商工会 Web サイトリニューアル制作業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 業務概要

- (1) 業務名：糸島市商工会 Web サイトリニューアル制作業務
- (2) 業務内容：別紙「糸島市商工会 Web サイトリニューアル制作業務委託仕様書（以下「仕様書」という）」のとおり。
- (3) 履行期間：契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで
- (4) 委託料上限額：
委託料 1,500,000 円（税込）以内
※見積額には、システム構築費用と R8.3 月末までの保守管理費用を含むこと。
保守料 16,500 円（税込）以内／月 ※納品後、保守 5 年間契約予定
※見積額には、R8.4 月以降の保守管理費用の月額を掲載すること。

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 令和 7 年 2 月末現在で本会の会員事業所であること。
- (2) 本業務を確実に遂行するための実施体制を構築できること。
- (3) 法人または法人以外の団体等（宗教法人や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。）であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する者であること。

3 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

- (1) プロポーザル公募開始：令和 7 年 2 月 21 日（金）
糸島市商工会ウェブサイト上に掲載
- (2) 参加申込書の提出期限：令和 7 年 3 月 7 日（金）16 時まで
持参又は郵送で必着
- (3) 企画提案書・見積書の提出期限：令和 7 年 3 月 12 日（水）16 時まで
持参又は郵送で必着
- (4) プレゼンテーションの実施：令和 7 年 3 月 14 日（金）詳細は別途通知
- (5) 選定結果の通知：令和 6 年 3 月 18 日（火）（予定）メールにて通知
- (6) 契約締結：令和 7 年 3 月下旬（予定）
※開始条件付き契約。令和 7 年度総代会決議後、実施。

4 参加申込書の提出

「2 参加資格」要件を満たし、本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出期限及び提出方法

持参又は郵送により令和7年3月7日（金）16時必着とする。

(2) 提出部数：各1部

(3) 提出書類

ア 参加申込書兼業務実績書【様式第1号】

イ 会社概要等（パンフレット等）

5 企画提案書等の提出

応募者は、次のとおり必要書類を提出すること

(1) 提出期限及び提出方法

持参又は郵送により令和7年3月12日（水）16時必着とする。

(2) 提出部数：各10部

(3) 提出書類

ア 企画提案書【様式の規定なし】

イ 見積書【様式第2号】

6 選定方法

受託候補者の選考については、本業務に係る業者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置し提出書類及び提案者へのヒアリングにより評価を行い、審査会の意見を参考に本会が決定する。提案者が1者のみの場合であっても実施する。また、応募多数の場合は、書類審査により審査会参加対象外とする場合がある。なお、審査結果等について異議申立ては、一切受け付けない。

(1) 日時：令和7年3月14日（金）午後（予定）

※詳細は別途通知、順序は参加申込書受領順

(2) 所要時間：① 準備5分 ② プレゼンテーション20分以内 ③ 質疑応答15分

(3) 内容：提出した資料により指定された会場にてプレゼンテーションを行う。

※パソコン及びプロジェクターに繋ぐケーブルは各自持参。プロジェクター（RGP・HDMIの差込口あり）、スクリーンは本会が準備する。

(4) 選考審査基準：

ア 業務実施体制

イ 機能評価（見た目・使いやすさ）

ウ コミュニケーション能力

エ 価格評価

(5) 選定結果の通知

ア 通知日：令和7年3月18日（火）を予定

イ 通知方法：メールにより各提案者へ送付

(6) 受託候補者の公表は行わない。

7 契約

受託候補者と協議を行い、協議が整った時点で契約を締結する。

この協議の際、必要に応じて仕様書の内容を一部変更する場合がある。

8 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費及び提出に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 本会が必要と判断した場合は、追加書類の提出を求める場合がある。
- (3) 企画提案書等については、委託予定者の選定のために使用するものとし公表しない。
- (4) 電子メール等の通信事故について、本会はいかなる責任も負わない。
- (5) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 参加資格の要件を満たさなかった場合

イ 提出期限に遅れた場合

ウ 本要領及び仕様書の条件を満たさない場合

エ 提出書類に虚偽の記載があった場合

オ 見積金額が不明、あるいは積算根拠が不明確な場合

カ プレゼンテーションに参加しなかった場合

キ 選定の公平性を害する行為があった場合

ク 予算上限の超過あるいは著しく低い金額での提案によって公正な競争が困難と認められる場合

ケ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

9 問い合わせ先及び提出先

糸島市商工会 経営支援課 冨永、野田

〒819-1118 福岡県糸島市前原北一丁目1番1号

電話：092-322-3535

ファックス：092-322-1113

E-mail：itoshima@shokokai.ne.jp